

重点課題
 II 暮らしの向上
 9 景観・環境の保全と創造
 1 美しく風格のあるまちなみ景観の保全・創造

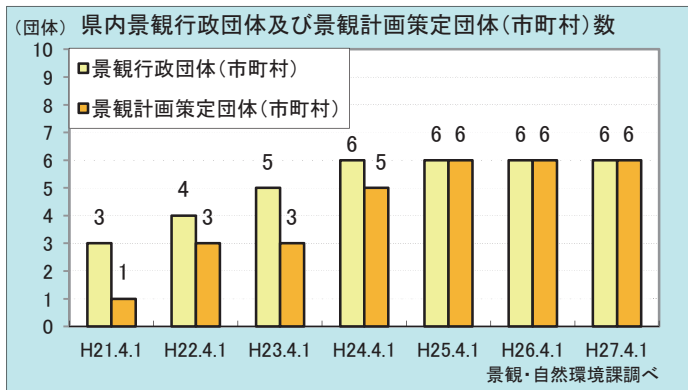
目指す姿
 NPO、学校、事業所、自治会、県・市町村等が協働し、環境への配慮に加え、県民が和みを感じ、愛着と誇りを持つことのできる“美しく風格と和みのあるまちづくり”を目指します。



これまでの成果

- ・奈良県景観資産に登録された83件について、チラシおよび冊子を作成し配布しました。また、パネル展を図書情報館や東京まほろば館等6カ所で行い、景観資産のPRを実施しました。
- ・主要インターチェンジや駅から観光拠点までのアクセス区間など、来訪者をもてなす空間において、除草や花の植栽を実施しました。
- ・平成25年度に創設した「植栽による景観向上推進補助金」を活用して、これまでに10市町村及び1団体が、10エリアで植栽整備を実施しました。
- ・「植栽ジャーナル」(なら四季彩の庭)を発行し、県・市町村・地元団体等による植栽整備の取り組みを紹介しました。
- ・屋外広告物修景助成事業による補助金を利用した平成26年度の屋外広告物の撤去等の件数は、広域幹線沿道が4件となっています。
- ・地域の特徴を踏まえた景観づくりを進めるため、平成27年2月に「なら景観フォーラム」を開催し、63名が参加しました。
- ・地域の特性を活かした良好な景観を保全・創造するため、周辺景観に調和した優れた屋外広告物を表彰する、「なら景観調和広告賞」を平成25年度に創設し、これまでに7作品を表彰しました。

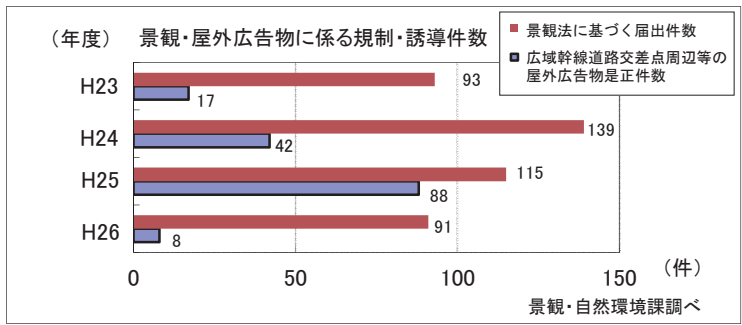
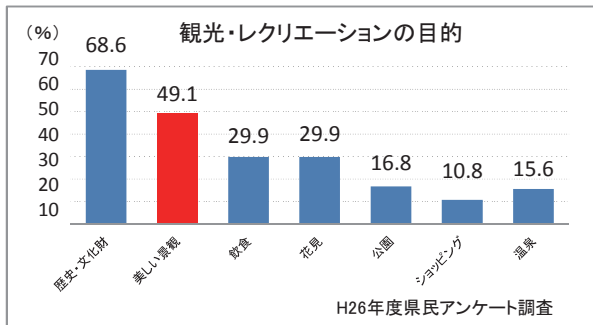
1. 政策課題の進捗状況



※景観行政団体:景観法に基づく景観行政を担う主体であり、景観計画を定めることができる

目標	奈良の景観の向上を目指し、優れた景観の保全と創造、好ましくない景観の改善に取り組みます。
取組	建築物や屋外広告物等の規制誘導による景観の保全、なら景観フォーラムの開催等による県民の景観の創造への意識向上等と併せて、きめ細やかでより地域に即した景観づくりを行うため、景観行政団体連絡会議において景観行政団体に移行する意向のある市を後押ししました。
成果	平成26年度末時点で、4市、1町、1村の6市町村が景観行政団体に移行しました。

2. 現状分析

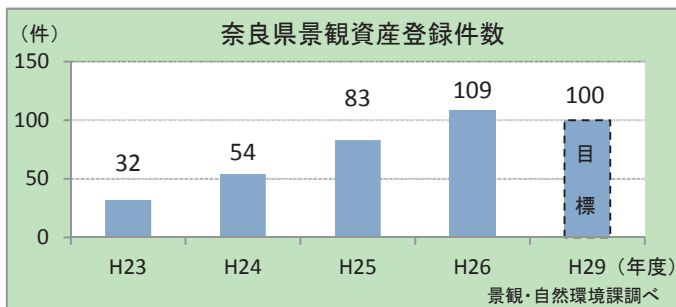


「美しい景観」を観光・レクリエーションの目的として考える県民が相対的に多く、県内全域で第2位となっています。

・景観法に基づく届出件数は、市町村の景観行政団体への移行や社会情勢の変化により増減しています。
 ・平成22年10月1日より、広域幹線道路の交差点周辺の屋外広告物規制を強化しました。平成24年度より設けた修景助成制度による平成26年度の修景件数は4件、その他の是正件数は8件となっています。3年間の修景助成件数の累計は86件となります。

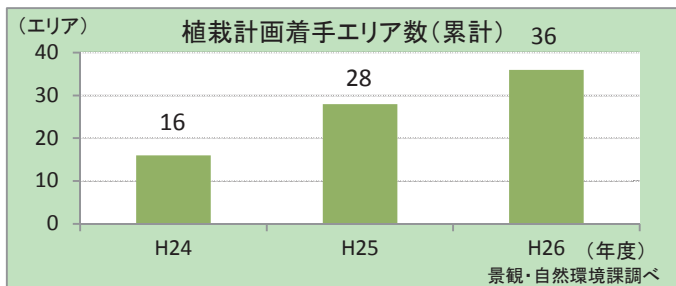
3. 施策課題の進捗状況

戦略目標 ▶平成29年度末までに景観資産の登録数を100件にします。(平成25年11月現在:54件)



取組 全庁的に取り組む景観創造事業の一環として、良好な景観を顕彰し、地域の景観意識を向上させるため、平成23年度に奈良県景観資産の登録制度を開始しました。
※奈良県景観資産: 県内の景観的に価値のある建物や樹木、すばらしい景観を望める場所などを募集し、審査の後に登録

成果 第1回となる平成23年度に32件、平成24年度に22件、平成25年度に29件、平成26年度に26件の景観資産を登録し、登録件数は合計で109件となりました。毎年、予想を上回る応募があり、当初の目標を達成しました。



取組 奈良県植栽計画の小庭(エリア)整備計画に位置づけられた各種取り組みを推進しました。

成果 県事業の着実な推進及び市町村事業の支援を図ってきた結果、平成26年度までに、全48エリアのうち36のエリアで植栽整備に着手しました。

4. 平成28年度に向けた課題の明確化及び明確化された課題に対する今後の取組方針

平成28年度に向けた課題	今後の取組方針
「なら四季彩の庭」づくりの推進	奈良県植栽計画に基づき、各種の取り組みを推進することと併せて、新たなエリアを追加する等、計画の充実を図ると共に、整備箇所の積極的なPRを実施します。
景観に配慮した屋外広告物への転換促進及び屋外広告物規制の強化	市町村と連携して屋外広告物の規制・誘導策を検討し、景観に配慮した屋外広告物への転換を促進します。
植栽の整備・維持管理に係る市町村や地元団体等との協働の推進	市町村や地元団体等と協議を進め、エリア協議会等を設置するなどして、関係者との合意を図り、役割を分担して植栽の整備・維持管理を促進します。
景観サポーターの育成と活動の支援	景観サポーターを育成、支援し、地域における景観づくりに係る活動を促進することにより、景観形成の向上を促進します。
屋外広告物規制に係る県民意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物制度についての啓発リーフレットを簡易除却のキャンペーン等で配布します。 ・周辺の景観に調和・配慮された屋外広告物のうち特に優れた作品に「なら景観調和広告賞」を授与します。

5. 平成26年度評価において見直しを行った課題、取り組み

見直した課題	見直した取組方針、見直した内容
良好な景観の形成に係る県民意識の向上	景観法の施行から10年、奈良県景観計画の策定から5年が経過し、法や条例による規制・誘導の仕組みは整ってきましたが、それぞれのまちの姿は、歩んできた歴史、人の営みなど地域独自の様々な要素とともに、時間をかけて創られてきたものであり、地域が持つこれらの特徴をふまえた景観づくりを地域住民や市町村とともに進めていくことで、「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県づくりを目指します。